



献血のお知らせ



献血出来た方に「オリジナルグッズ」プレゼント！！

日程	受付時間	実施場所
1/21 (月)	8:15～13:40	おきえらぶ文化ホール 「あしびの郷・ちな」
1/22 (火)	12:20～13:40	沖永良部徳洲会病院
1/23 (水)	8:15～14:00	和泊町保健センター
1/24 (木)	8:30～9:45 10:45～14:00	沖永良部警察署 A コープ和泊店
1/25 (金)	8:30～11:15 12:30～13:40	鹿児島県沖永良部事務所 鹿児島県立沖永良部高等学校

※200mL 献血は需要が減少し、医療機関からの要請数のみ採血をお願いしています。

献血当日のお願い

- 十分な睡眠、食事をとられてご来場ください。
- 3日以内に出血を伴う歯科治療を受けた方、帰国(入国)4週間以内の方は献血をご遠慮いただいております。
- 胃腸薬、花粉症などの抗アレルギー薬、血圧を下げる薬などは、当日の服用でも献血が可能な場合があります。
(薬の名前がわかるものを会場にご持参いただきますとお調べいたします。)

400mL献血の基準

年齢	男性 17～69歳※ 女性 18～69歳※
体重	男性・女性とも 50kg以上

※65歳以上の献血については、60～64歳の間に献血経験がある方に限ります。

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手がなくなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！！



●将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

●老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取ります。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

●「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

●「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることのできない場合があります。また、保険料の免除制度があります。国民年金のご相談・お手続きについては、町民課(年金係)または年金事務所までお問い合わせください。

町民課(☎84-3152直通)

当しない場合があります。

※要介護・要支援認定を受けていない方は、町指定の「障害者控除対象者認定に係る主治医意見書」(自己負担)の提出が必要になります。

③障害者手帳等の交付を受けていない方

●申請

・印鑑をお持ちになり、保健福祉課にお越しください。ただし、要介護認定を受けていない方は、主治医意見書をあわ

せてお持ちください。

・30年分の申請は、1月4日から受付けを開始します。

●認定

・申請後、「障害者等に準ずるもの」に該当するか判定を行い、後日、「障害者控除対象者認定書」又は「障害者控除対象者非該当通知書」を申請者宛に発送します。

・認定基準日において要介護認定申請中の方は、要介護認定後に判定を行います。

●留意事項

・認定書は、要介護認定情報等を基に税法で定められた「障害者に準ずるもの」と認められた場合に発行しており、あくまでも税申告等の際の証明書類に限定してお使いいただくものです。障害者手帳等の交付を保証するものではありません。

・認定書は、その年の税の申告に限り有効です。要介護認定の状況が変わることがあります。

すので、毎年認定書の交付を受けてください。

問 保健福祉課(☎84-3153)

「法定相続情報証明制度」
相続手続きを応援します！

法定相続情報証明制度は、登記所(法務局)に戸籍謄本等の束と相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを「無料」で必要な通数を交付

する制度です。

この法定相続情報一覧図の写しを御利用いただくことで、相続に関する各種手続きに戸籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなり、預貯金の払戻し等、各種相続手続きがスムーズになります。また、各手続の審査機関の負担も軽減されますので、是非ともご利用ください。

問 最寄りの法務局